

京都府公立大学法人教職員
定期健康診断等業務仕様書

令和 7 年 2 月

京 都 府 公 立 大 学 法 人

【目 次】

第 1 総則

1 事業内容

- (1) 健康診断名称及び予定数量
- (2) 事業の流れ
- (3) 事業の実施方式
- (4) 事業期間

2 その他

第 2 各健康診断に関する項目

- 1 教職員定期健康診断
- 2 情報機器作業従事職員健康診断（定期健康診断時検診）
- 3 自動車等運転業務従事職員健康診断
- 4 肺がん検診
- 5 胃がん検診
- 6 大腸がん等検診
- 7 有機溶剤業務等従事職員健康診断
- 8 電離放射線健康診断

- 9 採用前健康診断
- 10 新規採用予定職員感染症血液検査

- 11 府立医大学生定期健康診断
- 12 府立医大学生視力検査
- 13 府立医大学生 B 型肝炎陽転検査

参考資料

京都府公立大学法人教職員健康診断実施要領等（抜粋）

京都府公立大学法人教職員定期健康診断等業務仕様書

この仕様書は、令和7年度に実施する京都府公立大学法人に勤務する教職員及び採用予定者及び学生の健康診断の仕様書である。

第1 総則

1 事業内容

(1) 健康診断名称及び予定数量

健康診断の名称及び予定数量は以下のとおりとする。

	名 称	予定数量 (人)	備 考
1	教職員定期健康診断	3, 9 2 2	
2	情報機器作業従事職員健康診断	1 8	一般定期健康診断時検診
3	自動車等運転業務従事職員健康診断	3	定健と同時受診
4	肺がん検診	5 5	問診
		5 5	かくたん検査
5	胃がん検診	6 9	
6	大腸がん等検診	1 0	大腸がん等検診のみ受診
		8 9	定健と同時受診
7	有機溶剤業務等従事職員健康診断	下記のとおり	
	①有機溶剤業務等従事職員健康診断 問診	1 5 6	○定期健康診断と同時に受診する場合には、定期健康診断と重複する検査項目に係る費用は請求しない。
	(必要に応じて行う検査) 血液検査①(赤血球数、血色素量、GOT、GPT、 γ -GTP)	7 7	
	眼底検査(片眼)	7 7	○有機溶剤業務等従事職員健康診断に係る検査項目で、各健康診断において重複する検査項目がある場合は、一方の検査項目に係る費用は請求しない。
	尿中馬尿酸	7 7	
	尿中メチル馬尿酸	7 7	
	尿中マンデル酸	—	
	尿中トリクロル酢酸又は総三塩化物	—	
	尿中N-メチルホルムアミド	7 7	
	尿中2,5-ヘキサジオン	7 7	
	②特定化学物質等業務従事職員健康診断 問診	3 0	○定期健康診断と同時に実施する場合には、定期健康診断と重複する検査項目に係る費用は、請求しない。
	(必要に応じて行う検査) 血圧検査	3 0	
	尿の検査(糖・蛋白・ウロビリ・潜血)	3 0	○有機溶剤業務等従事職員健康診断に係る検査項目で、各健康診断に重複する検査項目がある場合は、一方の検査項目にかかる費用は請求しない。
	握力の測定	3 0	
	肺活量の測定	3 0	○血液検査②と③を実施する場合には、検査単価は、有機溶剤業務従事者健康診断の血液検査①の単価による。
	胸部直接撮影	3 0	
	尿沈査検鏡	3 0	
	血液検査②(赤血球、白血球数)	3 0	
	血液検査③(GOT、GPT、 γ -GTP)	3 0	

	血液検査④（総ビリルビン、ALP）	3 0	
	③鉛業務従事職員健康診断 問診	－	○定期健康診断と同時に受診する場合には、定期健康診断と重複する検査項目に係る費用は、請求しない。
	尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査	－	
	血液中の鉛の量の検査	－	○有機溶剤業務等従事職員健康診断に係る検査項目で、各健康診断において重複する検査項目がある場合は、一方の検査項目に係る費用は請求しない。
	④粉じん作業従事職員健康診断 問診	－	○定期健康診断と同時に受診する場合には、定期健康診断と重複する検査項目に係る費用は、請求しない。
	胸部エックス線直接撮影	－	○有機溶剤業務等従事職員健康診断に係る検査項目で、各健康診断において重複する検査項目がある場合は、一方の検査項目に係る費用は請求しない。
	⑤歯又はその支持組織に有害な業務従事 職員健康診断	1 9	
8	電離放射線健康診断	5 5	定健と同時受診
9	採用前健康診断	1 5 5	
10	新規採用予定教職員感染症血液検査	1 5 0	○採用前健康診断と同時実施
11	府立医大学生定期健康診断	1, 2 9 6	
12	府立医大学生視力検査	2 0 0	○学生健診と同時実施
13	府立医大学生 B 型肝炎陽転検査	2 0 0	○学生健診と同時実施

※定健：定期健康診断を示す

※予定数量は、医科大学・附属病院、附属北部医療センター及び府立大学を合算したもの

（２）事業の流れ

- ①日程調整及び受診者のとりまとめ
- ②受診票の送付及び実施通知
- ③検診の実施
- ④結果通知
- ⑤受診結果・未受診者報告等必要なデータ・資料の出力
- ⑥費用請求

（３）事業の実施方式

- ①日程調整及び受診者の取りまとめ

受託機関は、京都府公立大学法人総務室（以下「甲」という。）と協議の上、日程調整及び受診者の取りまとめを行う。

なお、対象者等の情報については、甲から次のとおり報告する。

受託機関に報告する情報	受診者情報	①所属コード(数字8桁) ②所属名 ※20文字以上の所属名は略称で記載 ③カナ氏名 ④漢字氏名 ⑤性別 ⑥生年月日(数字8桁) (例: 20010203) ⑦職員番号(数字7桁) *学生の場合は学籍番号 ⑧保険者番号 ⑨共済組合組合員証 記号 ⑩共済組合組合員証 記号 ※採用前健康診断については③④⑤⑥のみ ※学生健診については③④⑤⑥⑦のみ
	受診する検診区分について	該当する検診欄のセルに「1」を記入 ※有機溶剤業務等従事職員健康診断については、使用物質コード欄に「1」を記載
留意事項	・データはエクセルファイルにより報告する。 ・データについて、所属・氏名の外字等の修正が必要な場合は、修正の上使用すること。	

②受診票等の送付及び実施通知について

- ・受託機関は検診日程等について甲と調整の上決定する。

なお、令和7年度第1クールについては、会場の都合により以下のとおりとする。

【教職員各種健康診断】

医科大学及び附属病院・・・令和7年6月下旬～7月上旬（8日間）*予定

附属北部医療センター・・・令和7年7月1日、2日、3日（3日間）

府立大学・・・・・・・・・・令和7年7月・8月（2日間）※調整中

【学生健康診断】

府立医科大学・・・・・・・・・・令和7年4月22日、24日、5月9日（3日間）

*採用前健康診断以外の検診会場は、いずれも各所在地において甲が提供する。

*採用前健康診断の検診会場は、受託機関の施設とする。

- ・受託機関は、受診票等を以下のとおり、検診開始日の1週間前までに納品すること。その際、受診票には甲が別途指定する文書等を同封すること。

なお、受託機関が納品する受診票等は、各所属ごとに封筒(A4大以上)に入れ、甲に属する所属ごとに区分し、甲の指示する方法により各機関等に送付するものとする。 ※所属は甲が別に指示する所属コードによる。

- ・受託機関から検診日程等の通知、受診票等の納品があった後、甲は各所属に実施計画を通知するとともに、受診票等を送付する。（採用前健康診断を除く。）

- ・受託機関は、以下の様式の受診票・問診票を用いることとし、事前に甲の承認を得なければ異なる様式を使用することはできないこととする。

検診名	受診票	問診票
定期健康診断	検診機関様式	検診機関様式
情報機器作業従事職員健康診断	検診機関様式	検診機関様式
自動車等運転業務従事職員健康診断	検診機関様式	検診機関様式
肺がん検診	検診機関様式	検診機関様式
胃がん・大腸がん等検診	検診機関様式	検診機関様式
有機溶剤業務等従事職員健康診断 ※歯又はその支持組織に有害な業務従事職員健康診断は検診機関様式を使用する	検診機関様式	検診機関様式
電離放射線健康診断	検診機関様式	検診機関様式
採用前健康診断	検診機関様式	検診機関様式
新規採用予定教職員感染症血液検査	検診機関様式	検診機関様式
府立医大学生定期健康診断	検診機関様式	検診機関様式
府立医大学生 B 型肝炎陽転検査	検診機関様式	検診機関様式

③検診の実施について

- ・巡回型で実施する各健康診断は以下の期間内に実施するものとする。
実施会場は別紙のとおりとする。

	実施期間	留意事項
1 クール	(3)②に記載のとおり	・検診機関に出向いて受診する場合は、1 クール開始時から令和 8 年 3 月 31 日まで
2 クール	12 月～ 2 月	・巡回型の場合は、土日祝日は除く。

- ・採用前健康診断は令和 7 年 7 月から令和 8 年 3 月までの期間内に実施するものとする。実施場所は受託機関の検診施設とし、受診者本人が予約の上出向いて受診するものとする。
- ・受託機関は、検診の実施に当たり以下のことに留意するものとする。

検診前	・検診の実施に先立ち、各会場責任者に連絡をとり、検診に必要なスペース等について調整し、円滑な検診が行えるよう準備すること。 ・駐車場の確保が必要な場合は、台数・車のナンバー・担当者を事前に会場担当者に報告すること。 なお、検診実施会場内に駐車スペースが確保できない場合は、受託機関が検診の実施に適切な駐車スペースを確保するものとする。 ・検診を受診する際の定型的な順路をあらかじめ定め、受診者に検査や計測の順序を明示すること。
-----	---

検診時	・受付、会場設営等は受託機関が行うこと。 ・受診当日、受診票等を持参しなかった職員に対しては、受付において受診票等を発行の上、健康診断を行うこと。 また、職員は、勤務する庁舎以外の実施会場でも受診することができること。 ・血圧については、別途指示する値が出た場合再度計測すること。 ・問診や腹囲の計測に当たっては、プライバシーの確保ができる状況で実施すること。
-----	---

	・手指衛生を中心とした感染予防対策に努め、標準予防策を順守して実施すること。 ・問診担当の医師（来所受診の場合を除く。）については、<u>京都府立医科大学及び附属病院の関係者（健診実施年度において在籍中の教職員、専攻医、研修医、大学院生等）の配置を原則避けること。万一配置せざるをえない場合には、事前に甲と協議すること。</u> ・事故がないよう十分に配慮し、万一事故が発生した場合は各会場担当者及び甲に直ちに口頭で連絡するとともに、<u>遅滞なく書面にて報告すること。</u> ・待ち時間の短縮及び検診の円滑な実施に努め、受診者からの苦情に対しては、誠実に対応するとともに、苦情内容を会場担当者に報告すること。 ・検診終了後、各会場担当者に検診開始時刻、終了時刻、全受診者数、各検診項目ごとの受診者数について報告するとともに、各クールの日程終了後、甲に全会場分について報告すること。 ・未受診者については、受託機関に出向き受診することも可能とする。
--	--

検診後	・最終日終了後、受託機関は検診会場の現状復帰に努めること。
-----	-------------------------------

④結果通知

- ・受託機関は、検査結果について、甲の承認を得た診断基準により判定の上、結果票等を甲の指示する方法・時期により、甲に納品すること。

その際、結果票には甲が別途指定する文書等を同封すること。

なお、受託機関が納品する結果票等は、甲に属する所属ごとに区分し、甲の指示する方法により各機関等に送付するものとする。

※所属は甲が別に指示する所属コードによる。

- ・受託機関の検診結果票等の様式は、甲の承認を得た上で使用すること。
- ・健康診断結果一覧表を甲に納品すること。受診者情報①②別に分類し、③～⑦の情報も掲載すること。

⑤受診結果・未受診者報告等必要なデータ・資料の出力

- ・検診結果は、個人毎に5年間保存すること。
- ・甲が指示する所属に属する職員の定期健康診断結果について、厚生労働省が定める電子的標準形式に基づく電子データのファイル（XML形式）として電子媒体（CD-R等）で納品すること。
- ・なお、XML形式での納品が困難な場合は、CSV形式により納品すること。
- ・労働安全衛生規則第52条に規定する定期健康診断結果報告書等、労働基準監督機関に報告が必要な検診結果の集計データを甲が指示する方法で納品すること。
- ・1クール及び2クールの定期健康診断未受診者に係るデータを各クールの検診結果の最終報告時にあわせて送付すること。

⑥費用請求

- ・費用請求については、甲が指示する請求先ごとに仕分けの上行う。
- なお、検診実施に係る経費のほか、巡回に要する旅費及び受託機関からの通知発送等に係る経費は受託機関の負担とする。
- 会場使用に係る経費は甲の負担とする。

(4) 事業期間

- ア 契約期間 契約日から令和8年3月31日まで
- イ 検診実施期間 「第2 各健康診断に関する項目」のとおり

2 その他

この仕様書に定めのない事項は、甲及び受託機関が協議して定める。

【別紙】

令和7年度 定期健康診断等実施会場

※下記日程等は現時点での予定のため事情により変更の可能性あり

実施会場	1クール	2クール	備考 (実施予定時間等)
	日程	日程	
《教職員健診》 府立医科大学・附属病院(京都市内)	6月下旬～7月上旬(8日間)	12月下旬(4日間)	※具体的な実施時間帯については 契約後に調整 (但し9:00～17:00の間に1日当たり7 時間程度健診実施時間を確保する こと)
《学生健診》 府立医科大学 (京都市内)	4月22日(火) 4月24日(木) 5月9日(金)		各日 13時～17時
附属北部 医療センター (与謝野町)	7月1日(火)～3日(木) (3日間)	12月2日(火)、3日(水) (2日間)	※具体的な実施時間帯については 契約後に調整 (但し9:00～17:00の間に1日当たり7 時間程度健診実施時間を確保する こと)
府立大学 (京都市内)	7月・8月(2日間) * 調整中	1月中旬頃(1日) * 調整中	(第1クール)9:00～12:00 (第2クール)9:00～12:00 * 多少時間が前後する可能性あり
受託機関の検診施設 (採用前健康診断)	7月～2月随時 (採用予定者が予約の上、検診施設にて受診)		

第2 各健康診断に関する項目

1 教職員定期健康診断

対象者	京都府公立大学法人に勤務する教職員
実施方法	受託機関は甲が指定する各実施会場を巡回し、健康診断を行うこと。
実施日程及び実施会場	1クール(6月～9月)及び2クール(12月～2月)期間内で甲と受託機関が調整の上、日程及び実施会場を決定する。 ※健康診断実施会場(予定)は別紙参照 ※教職員が受託機関に出向いて受診する場合は契約期間内
検診項目	「定期健康診断実施要領」のとおり ○問診(既往歴、業務歴、喫煙歴、服薬歴の聴取) ○内科診察 ○身体計測(身長、体重、腹囲) ○視力検査 ○聴力検査 ○胸部X線デジタル撮影 ○血圧測定 ○尿検査(糖、蛋白及びウロビリノーゲン) ○血液一般検査(赤血球数、血色素量、白血球数、ヘマトクリット、血小板数) ○肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP、ALP、LDH、総蛋白、総ビリルビン) ○血中脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール) ○血糖検査(空腹時血糖、HbA1c) ○腎機能検査(尿素窒素、クレアチニン) ○痛風(尿酸) ○心電図検査
検診結果	重点精密検査・至急精密検査対象者及び脳・心臓疾患予防検診対象者については、甲が指示する基準により抽出すること。 ※HbA1c検査の結果報告についてはNGSP値で行うこと。

2 情報機器作業従事職員健康診断(一般定期健康診断時検診)

対象者	京都府公立大学法人に勤務する教職員で情報処理作業に従事する教職員のうち希望する者
実施方法及び実施日程	定期健康診断(1クール)実施時に同時に実施する。 ※教職員が受託機関に出向いて受診する場合は契約期間内
検診項目	「情報機器作業従事教職員健康診断実施要領」のとおり

3 自動車等運転業務従事職員健康診断

対象者	京都府公立大学法人に勤務する教職員のうち、自動車等の運転を本来業務として従事する者
実施方法及び実施日程	定期健康診断(2クール)実施時に同時に行うこと。 ※教職員が受託機関に出向いて受診する場合は契約期間内
検診項目	「自動車等運転業務従事教職員健康診断実施要領」のとおり

4 肺がん検診

対象者	京都府公立大学法人に勤務する教職員のうち、希望する者
実施方法及び実施日程	定期健康診断(1クール及び2クール)実施時に同時に行うこと。 ※健康診断受付時に申し出があった者に実施すること。
検診項目	「肺がん検診実施要領」のとおり

5 胃がん検診

対象者	京都府公立大学法人に勤務する教職員のうち、希望する者
実施方法及び実施日程	定期健康診断（2クール）実施時に同時に行うこと。 ※胃がん検診を受診する者は、大腸がん等検診と併せて受診する。 ※教職員が受託機関に出向いて受診する場合は契約期間内
検診項目	「胃がん・大腸がん等検診実施要領」のとおり

6 大腸がん等検診

対象者	京都府公立大学法人に勤務する教職員のうち、希望する者
実施方法及び実施日程	定期健康診断（1クール及び2クール）実施時に同時に行うこと。 ※教職員が受託機関に出向いて受診する場合は契約期間内
検診項目	「胃がん・大腸がん等検診実施要領」のとおり

7 有機溶剤等業務従事職員健康診断

対象者	京都府公立大学法人に勤務する職員のうち、以下に該当する者とする。 ① 有機溶剤業務従事教職員健康診断 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第22条第1項第6号に定める業務に従事する教職員 ② 特定化学物質等業務従事教職員健康診断 令第22条第1項第3号に定める業務に従事する教職員 ③ 鉛業務従事教職員健康診断 令第22条第1項第4号に定める業務に従事する教職員 ④ 粉じん作業従事教職員健康診断 じん肺法第2条に定める業務に従事する教職員 ⑤ 歯又はその支持組織に有害な業務従事教職員健康診断 令第22条第3項に定める業務に従事する教職員
実施方法及び実施日程	定期健康診断（1クール・2クール）実施時に同時に行うこと。 ※教職員が受託機関に出向いて受診する場合は契約期間内
検診項目	「有機溶剤等業務従事教職員健康診断実施要領」のとおり

8 電離放射線健康診断

対象者	京都府公立大学法人に勤務する教職員のうち、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者
実施方法及び実施日程	定期健康診断（1クール及び2クール）実施時に同時に行うこと。 ※教職員が受託機関に出向いて受診する場合は契約期間内
検診項目	「電離放射線健康診断実施要領」のとおり

9 採用前健康診断

対象者	京都府公立大学法人への採用予定者
実施方法	受託機関の検診施設に出向いてきた対象者に対して、健康診断を行うこと。
実施日程	7月から3月の期間内
実施会場	受託機関の検診施設
検診項目	○問診（既往歴、業務歴、喫煙歴、服薬歴の聴取） ○内科診察 ○身体計測（身長、体重、腹囲） ○視力検査 ○聴力検査 ○胸部X線デジタル撮影

	○血圧測定 ○尿検査（糖、蛋白及びウロビリノーゲン） ○血液一般検査（赤血球数、血色素量、白血球数、ヘマトクリット、血小板数） ○肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP、ALP、LDH、総蛋白、総ビリルビン） ○血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール） ○血糖検査（空腹時血糖、HbA1c） ○腎機能検査（尿素窒素、クレアチニン） ○痛風（尿酸） ○心電図検査
検診結果	就労の可否について記載すること。

10 新規採用予定教職員感染症血液検査

対象者	令和8年度京都府立医科大学新規採用予定職員のうち甲が指定する者
実施方法	受託機関の検診施設に出向いてきた対象者に対して、感染症血液検査を行うこと。 （採用前健康診断に付随）
実施日程	1月から3月の期間内
実施会場	受託機関の検診施設
検診項目	○麻疹検査（EIA法）IgG抗体 定量 ○水痘検査（EIA法）IgG抗体 定量 ○風疹検査（HIA法） ○ムンプス（EIA法）IgG抗体 定量 ○B型肝炎（HBs抗原）CLIA法 定量 ○B型肝炎（HBs抗体）CLIA法 定量
検診結果	抗体価の有無について記載すること。

11、12 府立医大学生定期健康診断及び視力検査

対象者	京都府立医科大学に在学する学生（大学院生を含む）のうち甲が指定する者
実施方法	受託機関は甲が指定する会場において、健康診断を行うこと。
実施日程及び実施会場	4月から6月の期間内で甲と受託機関が調整の上、日程及び実施会場を決定する。 *健康診断実施会場（予定）は別紙参照 *学生が受託機関に出向いて受診する場合は契約期間内
検診項目	○問診（既往歴、業務歴、喫煙歴、服薬歴の聴取） ○内科診察 ○身体計測（身長、体重） ○視力検査 *視力検査については医学科4回生及び看護学科1回生のみ対象 ○胸部X線デジタル撮影 ○血圧測定 ○尿検査（糖、蛋白及びウロビリノーゲン）

13 府立医大学生B型肝炎陽転検査

対象者	京都府立医科大学に在学する学生のうち甲が指定する者
実施日程及び実施会場	対象者に対して、B型肝炎陽転検査を行うこと。 （学生定期健康診断に付随）
検診項目	○B型肝炎（HBs抗原）CLIA法 定量 ○B型肝炎（HBs抗体）CLIA法 定量
検診結果	抗体価の有無について記載すること。